

< 【企業】深夜業務従事者健康診断 >

※労働安全衛生規則第45条第1項で、深夜業務に常時従事する労働者に対して行うことが義務づけられている健康診断です。

【実施時期】 6ヵ月以内ごとに1回

【対象者】 常時使用する労働者で、健康診断受診日前6ヵ月間を平均して一月当たり4回以上の深夜業務に従事したものの

◆コース

深夜健診

◆検査項目 ※検査項目は下記のとおり（省略可能検査項目を省いた内容）

検査項目		料金
身長、体重、血圧、既往歴・現病歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無		6,030円 ※6,130円
腹囲 ※35歳・40歳以上のみ		
視力検査		
聴力検査	会話法	
尿検査	蛋白・糖	

- ・胸部X線検査：一年以内ごとに一回、定期健康診断で行えばよいため、深夜業務従事者健康診断の検査項目から省く
- ・聴力検査：会話法を基本とする
（35・40・45歳以上の方の聴力検査は、定期健康診断にてオーディオ法検査を行えば、会話法検査をもって代えることができる）
- ・血液検査など通常の法定健診の内容を希望の場合は、「法定健診コース」を選択してください

◆結果報告書について

健康診断受診後から2～3週間ほどかかります。
当院の結果報告書用紙を使用いたします。

◆お申し込み

※健康診断は完全予約制となっております。